

令和 6 年度

毛呂山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）書

毛 呂 山 町

議案第 13 号

令和 6 年度毛呂山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度毛呂山町の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 3 , 3 0 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 , 9 2 5 , 6 7 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 3 日提出

毛呂山町長 井 上 健 次

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		580,471	20,000	600,471
	1 国民健康保険税	580,471	20,000	600,471
3 国庫支出金		3,977	17	3,994
	1 国庫補助金	3,977	17	3,994
4 県支出金		2,761,332	146,581	2,907,913
	1 県補助金	2,761,332	146,581	2,907,913
7 繰入金		319,917	△567	319,350
	1 他会計繰入金	208,536	△567	207,969
9 諸収入		8,444	△2,727	5,717
	3 雑入	3,441	△2,727	714
歳 入	合 計	3,762,374	163,304	3,925,678

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		27,101	△629	26,472
	1 総務管理費	15,940	△525	15,415
	2 徴税費	11,103	△99	11,004
	3 運営協議会費	58	△5	53
2 保険給付費		2,737,607	145,000	2,882,607
	1 療養諸費	2,340,869	115,000	2,455,869
	2 高額療養費	386,834	30,000	416,834
3 国民健康保険事業費納付金		889,347	0	889,347
	1 医療給付費分	587,783	0	587,783
	2 後期高齢者支援金等分	225,289	0	225,289
	3 介護納付金分	76,275	0	76,275
5 保健事業費		10,444	△1,232	9,212
	2 保健事業費	9,330	△1,232	8,098
8 諸支出金		34,059	20,139	54,198
	1 償還金及び還付加算金	3,546	22,395	25,941
	3 繰出金	30,512	△2,256	28,256
9 予備費		25,000	26	25,026
	1 予備費	25,000	26	25,026
歳 出	合 計	3,762,374	163,304	3,925,678

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	580,471	20,000	600,471
3 国庫支出金	3,977	17	3,994
4 県支出金	2,761,332	146,581	2,907,913
7 繰入金	319,917	△567	319,350
9 諸収入	8,444	△2,727	5,717
歳入合計	3,762,374	163,304	3,925,678

歳 出

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	27,101	△629	26,472	0	0	△603	△26
2 保険給付費	2,737,607	145,000	2,882,607	145,000	0	0	0
3 国民健康保険事業費納付金	889,347	0	889,347	2,174	0	△1,217	△957
5 保健事業費	10,444	△1,232	9,212	0	0	1,253	△2,485
8 諸支出金	34,059	20,139	54,198	483	0	0	19,656
9 予備費	25,000	26	25,026	0	0	0	26
歳 出 合 計	3,762,374	163,304	3,925,678	147,657	0	△567	16,214

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1国民健康保険税	580,471	20,000	600,471	1医療給付費分現年課税分	9,000	医療給付費分現年課税分 9,000
				2後期高齢者支援金分現年課税分	3,000	後期高齢者支援金分現年課税分 3,000
				3介護納付金分現年課税分	1,000	介護納付金分現年課税分 1,000
				4医療給付費分滞納繰越分	5,000	医療給付費分滞納繰越分 5,000
				5後期高齢者支援金分滞納繰越分	1,000	後期高齢者支援金分滞納繰越分 1,000
				6介護納付金分滞納繰越分	1,000	介護納付金分滞納繰越分 1,000
計	580,471	20,000	600,471			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1国民健康保険災害臨時特例補助金	1	17	18	1国民健康保険災害臨時特例補助金	17	国民健康保険災害臨時特例補助金 17
計	3,977	17	3,994			

(款) 4 県支出金 (項) 1 県補助金 (単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1保険給付費等交付金	2,761,332	146,581	2,907,913	1普通交付金	145,000	普通交付金 145,000
				2特別交付金	1,581	保険者努力支援 △1,076 特別調整交付金 2,174 特定健康診査等負担金 483
計	2,761,332	146,581	2,907,913			

(款) 7 繰入金 (項) 1 他会計繰入金

1一般会計繰入金	208,536	△567	207,969	1保険基盤安定繰入金	△8,799	保険基盤安定繰入金 △8,799
				2未就学児均等割保険税繰入金	△4	未就学児均等割保険税繰入金 △4
				3職員給与費等繰入金	△603	職員給与費等繰入金 △603
				4産前産後保険税繰入金	△159	産前産後保険税繰入金 △159
				6財政安定化支援事業繰入金	7,746	財政安定化支援事業繰入金 7,746
				7その他一般会計繰入金	1,252	その他一般会計繰入金 1,252
計	208,536	△567	207,969			

(款) 9 諸収入

(項) 3 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3第三者納付金	2,700	△2,255	445	1第三者納付金	△2,255	損害賠償金 △2,255
4返納金	651	△472	179	1返納金	△472	不当利得返納金現年度分 △417 不当利得返納金滞納繰越分 △55
計	3,441	△2,727	714			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1一般管理費	15,475	△525	14,950			△499	△26	1 報酬	△43	会計年度任用職員報酬	△43
								3 職員手当等	△8	会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当	△2 △6
								9 交際費	△20	交際費	△20
								11 役務費	△67	手数料	△67
								12 委託料	△387	レセプト点検業務委託料	△387
計	15,940	△525	15,415			△499	△26				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税费

1賦課徴収費	11,103	△99	11,004			△99		4 共済費	2	会計年度任用職員社会保険料 2
								18 負担金、補助及び交付金	△101	地方税共同機構負担金 △101
計	11,103	△99	11,004			△99				

(款) 1 総務費

(項) 3 運営協議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1運営協議会費	58	△5	53			△5		13 使用料及び賃借料	△5	駐車場使用料	△5
計	58	△5	53			△5					

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1療養給付費	2,317,914	115,000	2,432,914	115,000				18 負担金、補助及び交付金	115,000	療養給付費 115,000
計	2,340,869	115,000	2,455,869	115,000						

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1高額療養費	386,614	30,000	416,614	30,000				18 負担金、補助及び交付金	30,000	高額療養費 30,000
計	386,834	30,000	416,834	30,000						

(款) 3 国民健康保険事業費納付金				(項) 1 医療給付費分				(単位：千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1医療給付費分	587,783	0	587,783	2,174		1,813	△3,987			
計	587,783	0	587,783	2,174		1,813	△3,987			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金				(項) 2 後期高齢者支援金等分						
1後期高齢者支援金等分	225,289	0	225,289			△2,275	2,275			
計	225,289	0	225,289			△2,275	2,275			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金				(項) 3 介護納付金分						
1介護納付金分	76,275	0	76,275			△755	755			
計	76,275	0	76,275			△755	755			

(款) 5 保健事業費			(項) 2 保健事業費								
1疾病予防費	5,574	△1,159	4,415				△1,159	18 負担金、補助及び交付金	△1,159	人間ドック補助金	△563
										県国保団体連合会分担金	△596

(款) 5 保健事業費

(項) 2 保健事業費

(単位：千円)

（表）保健事業費											
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分		金 額
				国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他				
2保健事業費	3,756	△73	3,683			1,253	△1,326	10 需用費	△25	印刷製本費	△25
								18 負担金、補助及び交付金	△48	保養所利用者補助金	△48
計	9,330	△1,232	8,098			1,253	△2,485				

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

3償還金	1	22,395	22,396				22,395	22 償還金、利子及び割引料	22,395	保険給付費等交付金返還金 22,395
計	3,546	22,395	25,941				22,395			

(款) 8 諸支出金

(項) 3 繰出金

1一般会計繰出金	30,512	△2,256	28,256	483			△2,739	27 繰出金	△2,256	一般会計繰出金 △2,256
計	30,512	△2,256	28,256	483			△2,739			

(款) 9 予備費

(項) 1 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出	県 金	地 方 債				
1予備費	25,000	26	25,026				26			
計	25,000	26	25,026				26			

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正予算額		△43		△8	△51	2	△49	
補正前の額		2,481		915	3,396	185	3,581	
合 計		2,438		907	3,345	187	3,532	

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 手 当	時間外 勤 手 当	管理職 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	日 直 手 当
	補 正 予算額									△2	△6		
	補 正 前の額									500	415		
	合 計									498	409		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

ア 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	△8	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△8		